

東区スポーツ施設の指定管理者候補者募集に係る質問に対する回答

No,	資料	項	質問	回答
1	応募要領	別紙1 様式17	「現指定管理者は、当該施設について」と記載されているが、区スポーツ施設として記載するのか、または複数施設ある場合、そのうち1施設を選択して記載するのか。	様式17に記載しているとおり、現指定管理者は当該施設について記載していただくこととなりますので、東区スポーツ施設の実績を記載してください。
2	応募要領	別紙1 様式17 3(2)	利用者数は、個人使用者と専用使用者（大会役員+参加者）で観客数は含まない数値との考え方で良いか。	利用者数について、本市施設の場合は、業務実施状況評価で公表している数値とし、他都市施設の場合は、他都市が公表している数値（公表していない場合は、他都市から聴取した評価の対象としている数値）としてください。
3	応募要領	別紙1 様式17 3(2)	令和2年度から令和4年度は、新型コロナ感染症の対応（臨時休館・時短営業・利用制限）により、利用者数の実績評価を受けていないので、数値は記載できないという理解で良いか。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ利用者数等の評価を行っていない年度について、利用者数等の数値を記載するか否かは任意とします。 記載の有無に関わらず、平均値の算出対象からは除いてください。
4	応募要領	別紙1 様式17 3(2)	令和5年度は、現時点で実績評価が公表されていないが、利用者数は記載できないという理解で良いか。	本市施設の場合は、業務実施状況評価が9月議会で公表されるため、その数値を記載してください。 他都市施設の場合は、申請期限までに公表されている場合（若しくは他都市から聴取した評価の対象としている数値がある場合）は、記載してください。
5	応募要領	別紙1 様式17 3(2)	現指定期間の利用者数の実績値は、令和2年度から新型コロナ感染症の対応（臨時休館・時短営業・利用制限）、耐震工事、その他工事・修繕、避難指示発令による臨時休館の影響があり、これらは、施設管理者の責めに帰すべき事情ではなく、利用者数は、「前指定期間における平均値①」と比較できないことから、評価に値しない数値である。上記2つの質問のとおり、記載できないという理解で良いか。	No. 2及びNo. 3の回答のとおりです。

6	業務仕様書	2(9)ウ (ア)a、 (イ)a、 (ウ)a	<p>利用料金の全額を返還する「使用者の責めに帰することが、できない理由」について、次のこととを想定しているが、これらに対応するとしてよいか。 広島市の考え方を示していただきたい。</p> <p>① 施設が避難所開設となった場合や避難指示による「臨時休館」となった場合 ② 熱中症警戒アラートの発表、利用中の熱中症指数の計測値による大会の中止 ③ 雷の発生が予測される気象情報の発表による大会の中止</p>	<p>①の避難所の開設や避難指示による臨時休館は、本市の指示によるものとなりますので、「使用者の責めに帰すことができない理由」に該当すると考えています。 一方、天候などを理由とする②及び③の場合の中止の判断は、大会主催者が行うものと考えますので、直ちに「使用者の責めに帰すことができない理由」に該当するものとは考えていません。</p>
7	業務仕様書	2(9)ウ (ア)a、 (イ)a、 (ウ)a	<p>専用使用中に「使用者の責めに帰すことができない」事案となった場合、すでに利用した時間に関係なく、全額を返還することとなるのか。</p>	<p>専用使用の途中に「使用者の責めに帰すことができない理由」が生じた場合については、これにより使用できない時間に相当する利用料金の全額を返還することを想定しています。</p>
8	業務仕様書	4	<p>8月8日、人事院勧告が出され、国家公務員給与月例給2.76%、ボーナス0.1月分のアップとなっている。 また、今年度の春闘で民間給与も4~5%程度のアップとなっており、賃上げ等による所得の向上は、内閣の主要施策にも挙げられている。 加えて、ウクライナや中東に代表される国際紛争に起因する諸物価の上昇も見込まれる。 こうした状況下において、 近年にない率での人件費のアップや予想以上の物価急騰など、見込み以上の社会・経済情勢の変動についてのリスク管理は、仕様書に記載されたリスク分担表の“自然災害等の不可抗力”と理解してよいか。</p>	<p>この度の上限額は、これまでの管理の実態や今般の物価上昇を踏まえたものとなっており、指定期間中の物価上昇は基本協定書のリスク分担に基づき、原則指定管理者のリスクとなります。 しかしながら、社会情勢の変化などにより、更に物価が上昇するなどの状況になれば、選定時に予見できる範囲を超えるものかを検討の上、自然災害等不可抗力と判断する可能性もあります。</p>

9	その他	駐車場管理業務を実施するに当たり、駐車場管理機器及び運営管理に必要な看板、その他設備を持ち込んで管理することは可能か。また、その場合、現状の駐車場管理機器及び看板類はどのように取り扱えばよいか。 (撤去もしくは倉庫保管など)	駐車場管理業務の実施に当たって、指定管理者が必要な機器等を持ち込むことは、本市の承認及び原状回復を条件に可能としています。 その場合の現状の機器等については、原状回復を条件としていることなどから、指定管理者が保管場所を確保の上、保管いただくことが考えられます。
---	-----	---	---